※一般高圧ガス保安規則用

別記２（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第15条第１項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【一般高圧ガス保安規則第18条第２号】**

□　可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等は、通風の良い場所で保管します。（イ）

□　充填容器と残ガス容器は区分して保管します。（ロ（6条2項8号イ））

□　可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素の充填容器は区分して容器置場に置きます。（ロ(6条2項8号ロ)）

□　容器置場には、計量器等作業に必要な物以外を置きません。（ロ(6条2項8号ハ)）

□　容器置場の周囲２メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。（容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合以外）（ロ(6条2項8号ニ)）

□　充填容器等は、常に40度以下に保ちます。（ロ(6条2項8号ホ)）

□　圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度65度以下に保ちます。(ロ(6条2項8号ヘ)）

□　充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしません。（ロ(6条2項8号ト)）

□　可燃性ガスの容器置場には、携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。

（ロ(6条2項8号チ)）

□　シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について１日に１回以上当該ガスの漏えいのないことを確認します。（ハ）

□　シアン化水素は、容器に充填した後60日を超過して貯蔵しません。（純度98パーセント以上で、かつ、着色していないもの以外）（ニ）

□　貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し又は積載した容器により行いません。(ホ)

□　一般複合容器等であって当該容器の刻印に示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。（ヘ）

※一般高圧ガス保安規則用

別記３（移動に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第23条第１項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第２項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【一般高圧ガス保安規則第50条】**

□　車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。（１号）

□　充填容器等の温度（ガスの温度を計測できる充填容器等では、ガスの温度）は、40度以下に保ちます。（２号）

□　15年を経過した一般複合容器等を移動に使用しません。（３号、４号）

□　充填容器等（内容積５リットル以下を除く。）の転落、転倒等による衝撃防止、バルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱をしません。（５号）

□　次に掲げるものは混載しません。（６号）

イ　充填容器等と消防法第２条第７項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

ロ　塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等

□　可燃性ガスと酸素の充填容器等は、バルブが相互に向き合わないようにします。(７号)

□　毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施します。（８号）

□　可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を車両に積載して移動するとき

は、消火設備、災害発生防止のための応急措置に必要な資材、工具等を携行します。

（９号）

□　毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行します。（10号）

□　アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏洩したときの除害の措置を講じます（11号）

□　充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。（12号）

□　一般高圧ガス保安規則第49条第１項第17号に掲げる高圧ガスの移動の場合は、次の内容を遵守します。（13号）

イ　高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に当該高圧ガスの移動について監視させます。（49条１項17号）

ロ　前述（49条１項17号）の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。（49条１項18号）

ハ　当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じる。(49条１項19号イ～ハ）

(ｲ) 　荷送人へ確実に連絡するための措置

(ﾛ)　事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

(ﾊ)　その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

ニ　繁華街、人混みを避ける。（49条１項20号イ）

ホ　運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両１台について運転者２人を充てること。（49条１項20号ロ）

(ｲ)　一の運転者による連続運転時間（１回が連続10分以上で、かつ、合計が30　分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、４時間を超える場合

(ﾛ)　一の運転者による運転時間が、１日当たり９時間を超える場合

□　可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。（14号）

**□　委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。**